

「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」を開設しました

～相談窓口を明確化し、相談にしっかり対応します～

厚生労働省は、無期転換ルール（※）に基づき、無期転換申込権が本格的に発生する平成30年4月1日まで残り2か月を切ったことから、無期転換ルールに関する全国統一番号の相談ダイヤル「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」を開設しました。無期転換ルールの概要などの問い合わせの他、同ルールに関連した雇止め、労働条件の引き下げなどの相談について対応します。

【無期転換ルール緊急相談ダイヤル】



むき
期に
なる
ろ
円満に

0570-069276

携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

■受付時間：平日8：30～17：15

（土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）

※上記ダイヤルは、発信地域から最寄りの都道府県労働局へ繋がります。

固定電話からの通話料は10.8円/90秒（20kmまで。距離によって変わります）

携帯電話からの通話料は10.8円/20秒かかります。

050番号帯IP電話等からはご利用いただけません。

※無期転換ルール

平成25年4月1日以降の有期労働契約期間が同一の事業主との間で更新されて通算5年を超えた有期契約労働者が、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への申込みをした場合、事業主は当該申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約に転換されるルールのことです。

詳細は、こちらのリーフレットをご覧ください。[リーフレット「無期転換緊急相談ダイヤル」](#)
都道府県労働局の「無期転換ルール特別相談窓口」にも直接ご相談いただけます。

「特別相談窓口」一覧は[こちら](#)をご参照ください。

◎有期契約労働者の無期転換ポータルサイトのご案内

無期転換ルールについて、詳しく紹介するポータルサイトをご用意しています。

ルールの概要や事例紹介、国の支援策などの情報を掲載しています。

ポータルサイトURL <http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索

